

2016年3月 こんな相談がありました！

消費者情報

八代市消費生活センター 電話：33-4162

暖かい日差し、待ち遠しい春がきました。
卒業式や転勤など、旅立ちの時を迎えた方もいら
っしゃることでしょう。社会人として旅立つあなた
を悪質商法が狙っています。消費者被害にあった
時は、188にダイヤルして自分の住所の郵便
番号をプッシュすれば、最寄りの消費生活セン
ターにつながります。消費者ホットライン「188
(いやや) 悪質商法は嫌や！」と覚えてください。



1、相談件数（2015年4月～2016年3月）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
新規相談	81	55	92	72	69	75	82	100	66	61	74		827
継続相談	43	11	36	29	29	12	20	27	23	28	44		302
総件数	124	66	128	101	91	87	102	127	89	89	118		1129

2、相談事例

● 借金の相続（女性 70歳代）

半月前に夫が急逝しました。生前サラ金二社に借金していることは知っていましたが、遺品整理をしたらサラ金のカードが6枚もみつかりました。夫に財産はありません。子供は2人います。夫の借金がいくらなのかわかりませんが、支払いはできそうにありません。

<助言> 借金の総額を調べるには、信用情報機関に、遺族として夫の信用情報の開示を求めて、債務の総額を明らかにすること。相続する財産より借金のほうが多い場合は、相続放棄という方法があります。ただし銀行を解約するなど、相続したとみなされる行為を行うと、放棄はできなくなりますので、まず債務の総額を見極めましょう。相続放棄の手続きは死亡されてから3カ月以内に、家庭裁判所で行います。

- ※ 信用情報機関にある情報だけが、債務ではありません。個人的な借金、ヤミ金、保証人としての債務などは、調べようがありません。遺品整理の際には、まず書類や通帳などから整理してください。借用書や契約書が出てきたり、よくわからない引き落としが通帳に記載されていたりしたら確認しましょう。
- ※ 相続に関する相談は、消費生活センターおよび市民生活相談でもうかがっていますが、市民相談室で開催している司法書士相談、弁護士相談に来所されれば、より専門的な相談が無料でできます。お問い合わせは、市民相談室（33-4452）へどうぞ。
- ※ 信用情報機関については、消費生活センターへご相談ください。

● 中学生の通販購入の解約（女性 中学生）父親からの相談 10,778円

中学生の娘が、スマホでみつけた、美顔になるというサプリメントを購入していました。初回は無料でしたが、その後は有料になる定期購入であることは、最初の商品が届いてからわかりました。中学生の娘には必要ないし高額なので解約したい。

<助言> 未成年者契約の取消を業者に通知するよう助言しました。しかし数日後、2回目の商品が届いていたとの再相談があったので、センターから業者へ電話しました。業者によれば、申し込みの際の年齢は21歳と記載されているとのことでしたが、今回は契約を取消し、返品に応じることとなり解決しました。

このように年齢を偽った場合、取消ができなくなるケースもあります。契約に関する知識を習得すること。家庭での消費者教育も必要です。

3、相談情報

● 見守り情報

国民生活センターより発信された「見守り情報」をお届けします。

見守り新鮮情報

第246号 光回線サービスの乗り換えは慎重に

子どもサポート情報

第97号 大量・高額な学習教材の契約は慎重に